わたしたちの人権 158

誰もが人間として生きていくうえで侵すことのできない当然の権利これが『人権』です

「同和」問題の解決と行政の責務、そして国民の責務

「同和」問題は、日本社会の中で歴史的に、政治的・人為的につくられた身分制度に基づく日本固有の部落差別にかかわる人権問題です。1871（明治4）年の「解放令」から147年、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法の制定からも71年、今日なお未解決のまま残されていることにおいて、行政的にもその大きな責務が問われる所です。

1965（昭和40）年の同和対策審議会答申では、「同和行政は、基本的には国の責任において、当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政のための行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。」と「国の責務」を明らかにしました。答申を受けて、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が施行され、同法では「国及び地方公共団体の責務」として位置づけられ、積極的に取り組みが講じられるようになりました。

しかし、時限立法措置による差別の解消の限界性も指摘される中、教育・啓発に関し、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、「国、地方公共団体及び国民の責務」が明らかにされました。

また、2016（平成28）年には、恒久法である「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、部落差別の解決解消に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

行政は、差別が現存している限り、すべての国民に基本的人権の享有を保障している憲法の理念に従い、「同和」問題の解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

熊本県人権教育研究協議会
－21世紀　人権の世紀を担うあなたに－　一部抜粋

5.23 差別をなくす山都地区集会

差別のない、いじめのない、明るい町づくりを推進するため、次の日程で第22回5.23差別をなくす山都地区集会を開催いたします。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

日時　5月26日（土）　午前8時45分～午前11時
場所　矢部中学校体育館

第22回5.23差別をなくす山都地区集会の様子

熊本県立矢部高等学校

〒861-3515
上益城郡山都町城平954番地
電話：72-0024　fax：73-1030

熊本県立矢部高等学校　卒業式

3月1日、卒業式が行われ、未来への期待に胸膨らませた44名の卒業生が新たな一歩を踏み出しました。3年間、保護者の皆様や地域の皆様に温かく見守られ、無事に卒業式を迎えることができました。

また、今年度で4回目となる卒業後50年の同窓生の方にもご出席いただき、卒業生を祝っていただきました。

1年生スキー実習

2月22日、1年生は、五ヶ瀬ハイランドスキー場にスキー実習に行きました。日本最南端のスキー場が隣接する五ヶ瀬町にあるという地域の特性を生かした取り組みで、本校では数年前から体育行事の一環として実施しています。スキーが初めての生徒もおり、インストラクターの方から基本的な滑り方を講習していただきました。

卒業生と語る会

3月2日、卒業生と語る会がありました。この「卒業生と語る会」は、今年度の卒業生も含め過去2～3年前の卒業生を招待し、進学、就職、公務員の3会場に分かれて行います。講師に来てくれた卒業生は、進路を決めた経緯、合格に至るまでの受験勉強や面接練習について、進学や入社後の経験や感想、後輩たちに伝えたいことをグループごとに話してくれました。

矢部高校ホームページでは学校生活の様子を随時更新しています。また、Facebook、Twitterもスタートしています。是非御覧下さい。

矢部高校ホームページ　矢部高校　検索　Facebook@yabe.highschool　Twitter@yabehighschool